

株式会社大林組「上北小川原風力発電事業に係る環境影響評価書」  
に係る確定通知について

令和元年10月16日  
経済産業省  
商務情報政策局  
産業保安グループ

当省は、株式会社大林組「上北小川原風力発電事業に係る環境影響評価書」（以下「評価書」という。）について審査した結果、電気事業法第46条の17第2項の規定に基づき、本日、同社に対し、評価書の変更を要しない旨の通知（確定通知）を行った。また、当省は電気事業法第46条の18第1項の規定に基づき、確定した評価書の写しを環境大臣宛てに送付する。

なお、確定通知を受けた同社は、同条第2項の規定に基づき、青森県知事に対し評価書を送付するとともに、環境影響評価法第27条の規定に基づき公告及び縦覧（1か月間）し、住民へ周知することとなる。

（これまでの環境影響評価に係る手続き）

<環境影響評価方法書>

環境影響評価方法書受理	平成25年 3月19日
意見の概要等受理	平成25年 8月 5日
青森県知事意見受理	平成25年11月 1日
経済産業大臣勧告発出	平成25年11月15日

<環境影響評価準備書>

環境影響評価準備書受理	平成30年 8月 1日
意見の概要等受理	平成30年10月10日
青森県知事意見受理	平成31年 2月 6日
環境大臣意見受理	平成31年 2月14日
経済産業大臣勧告発出	平成31年 4月12日

<環境影響評価書>

環境影響評価書受理	令和元年 9月27日
環境影響評価書確定通知	令和元年10月16日

問い合わせ先：電力安全課 沼田、須之内、松崎  
電話03-3501-1742（直通）